

お く や み
ハ ン ド ブ ッ ク
ご 遺 族 の 方 へ



幸手市
Satte City

幸手市ではご遺族の皆様の手続きサポートのため
「おくやみ手続きナビ」からも情報確認が可能です。
二次元コードからぜひご活用ください。



ご遺族の方へ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

幸手市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつままして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様になんとか役立てば幸いです。

幸手市役所 0480-43-1111（代表）

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。
亡くなった方についての質問にお答えいただくことで該当する手続きの詳細、必要な持ち物や担当課が確認できます。



質問に答えて

手続き抽出

詳細確認

おくやみ手続きナビ

亡くなった方の年齢について、あてはまるものを選んでください

- ☐ 亡くなった方は20歳未満であった
- ☐ 亡くなった方は20～29歳であった
- ☐ 亡くなった方は40～49歳であった
- ☐ 亡くなった方は50～59歳であった
- ☐ 亡くなった方は60～69歳であった
- ☐ 亡くなった方は70～79歳であった
- ☐ 亡くなった方は80歳以上であった

おくやみ手続きナビ

あなたに該当する手続き

- マイナンバーカードの返納**
所有者がなくなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。
- 年金の受給権者死亡届**
年金を受給していた方がなくなった場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に出す必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が登録されて...
- 未支給年金の請求**
年金を受給していた方がなくなった場合、未支給年金として、その方と世帯を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給して...
- 死亡届の届出**
死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡したときは2か月以内）に死亡届の届出が必要です。死亡届の申請または届出の所在地または死亡した場所の市区町村...

おくやみ手続きナビ

マイナンバーカードの返納

所有者がなくなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。

手続きできる人

ご本人

持ち物

- 本人のもの
- マイナンバーカード
- ご遺族のもの
- 本人印鑑（必要時）

届出

なし

手続き場所

対応窓口 市役所

お問い合わせ 090-000-0000

事前準備について

幸手市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をしましょう。

手順 1

● 該当手続きの確認



「おくやみハンドブック」または「おくやみ手続きナビ」にて該当する手続きをご確認ください。



手順 2

● 持ち物の準備



該当手続きごとに必要な持ち物がございます。
来庁前に必要な持ち物のご準備をお願いします。
※手続きによっては「代理人選人届」が必要です。
「代理人選人届」の有無も併せてご確認ください。



手順 3

● ご来庁ください



本冊子またはおくやみ手続きナビ抽出画面をご準備し、幸手市役所へお越しください。

開庁時間：平日 9 時 00 分～ 16 時 30 分まで
(土日祝・年末年始を除く)

戸籍・死亡届について

除籍になった戸籍の交付について

【故人の本籍が幸手市にある場合】

除籍になった戸籍が交付できるのは死亡届を受理した日から約 10 日後です。

【故人の本籍が幸手市以外にある場合】

除籍になった戸籍が交付できるのは死亡届を受理した日から約 10 日～2 週間後です。すぐに請求をされても、戸籍ができていない可能性がありますのでご注意ください。

念のため、10 日前後に本籍地の市区町村にお問合せの上、請求されることをおすすめいたします。

※住民票の除票：故人の住所が幸手市にあり、幸手市に死亡届出を行った場合は、死亡届を受理した日から交付できます。

死亡届書の記載事項証明書（死亡診断書の写し）について

遺族基礎年金・遺族厚生年金や郵便局の簡易保険などを請求する際に、死亡届の記載事項証明書を求められることがあります。

死亡届書の記載事項証明書の交付には、法律による制限があり、下記の使用目的以外での請求では交付することができませんのでご注意ください。

※死亡届の提出前に届出書のコピーを取られることをおすすめします。

●使用できる目的

- (1) 郵便局の簡易保険の請求
- (2) 厚生年金の遺族厚生年金の請求
- (3) 国民年金の遺族基礎年金の請求
- (4) 地方公務員等共済組合の遺族共済年金の請求
- (5) 国家公務員等共済組合の遺族共済年金の請求

●申請できない保険の種類

- (1) 生命保険会社の生命保険
- (2) 県民交通災害共済
- (3) 農協共済の生命保険
- (4) その他法令で提出が義務付けされていない保険等

●申請ができる方

死亡届の届出人や死亡者のご親族の方で、かつ、対象の保険もしくは年金の請求者（受取人）

●必要書類

- (1) 簡易保険証書・年金証書や遺族年金請求者等、受取人であることが確認できるもの
- (2) 窓口へ来られた方の本人確認書類

※故人との関係を確認できるもの（戸籍謄本等）が必要になることがあります。

手続きチェックリスト

区分	該当事項	☑	詳細ページ
住民登録	世帯主であった	☐	P.6
	印鑑登録をしていた	☐	P.6
	マイナンバーカードを所有していた	☐	P.6
保険・年金	年金に加入していた、または、受給していた	☐	P.7
	国民健康保険に加入していた	☐	P.7
	後期高齢者医療制度に加入していた	☐	P.8
	会社の健康保険に加入していた	☐	P.9
介護	65 歳以上または要介護認定を受けていた	☐	P.9
	介護保険加入者であった	☐	P.10
税金	市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税）を納めていた	☐	P.10
	口座引落にて納税していた	☐	P.10
	市税等の未納がある	☐	P.11
障がい福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所有していた	☐	P.11
	特別障害者手当を受給していた	☐	P.11
	障害児福祉手当を受給していた	☐	P.12
	重度心身障害者医療費を受給していた	☐	P.12
	自立支援医療受給者証を持っていた	☐	P.12
	障がい（児）福祉サービスを受給していた	☐	P.12
	経過的福祉手当を受給していた	☐	P.13
	在宅重度心身障害者手当を受給していた	☐	P.13
	在宅介護者手当を受給していた	☐	P.13
	障害者扶養共済に加入していた	☐	P.13

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者

手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者

区分	該当事項	☑	詳細ページ
子ども	児童手当の受給者もしくは対象児童であった	☐	P.14
	子ども医療費の受給者もしくは対象児童であった	☐	P.14
	児童扶養手当の受給者であった	☐	P.14
	配偶者が亡くなりひとり親家庭となった	☐	P.15
	ひとり親家庭等医療費の受給者であった	☐	P.15
	特別児童扶養手当の受給者であった	☐	P.15
	特別児童扶養手当の対象児童であった	☐	P.16
	保育所・幼稚園・認定こども園を利用している保護者もしくは対象児童であった	☐	P.16
	放課後児童クラブ（学童保育）を利用している保護者もしくは対象児童であった	☐	P.16
	未熟児養育医療の対象乳児であった	☐	P.16
その他	上水道の名義人であった	☐	P.17
	下水道の名義人であった	☐	P.17
	下水道事業受益者であった	☐	P.17
	農業集落排水使用者であった	☐	P.17
	犬を飼っていた	☐	P.18
	原動機付自転車（125cc 以下）、小型特殊自動車を所有していた	☐	P.18
	道水路等の占用許可を受けていた	☐	P.18
	水路の使用許可を受けていた	☐	P.18
	粗大ごみ等の搬入	☐	P.19
	パートナーシップ宣誓証明書等を取得していた	☐	P.19
	農地を所有していた	☐	P.19
	農業経営主であった	☐	P.19
	農業者年金に加入していた	☐	P.20
	幸手市立図書館利用券を持っていた	☐	P.20

住民登録について

市民課 市民担当 ☎0480-43-1111 内線123・129

☒ 世帯主であった

◇ 世帯主変更届

期限：死亡から14日以内

亡くなった方と同一の世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合のみ、世帯主を変更する届出が必要となる場合があります。

持ち物（遺族のもの）

・本人確認書類

手続き可能な人

・同一世帯の方

☒ 印鑑登録をしていた

◇ 故人の印鑑登録証（カード）の返納

期限：なし

印鑑登録している方が亡くなった場合、その印鑑登録は死亡日をもって廃止されます。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

・印鑑登録証

遺族のもの

・本人確認書類

手続き可能な人

・どなたでも可

市民課 マイナンバー担当 ☎0480-43-1111 内線123・129

☒ マイナンバーカードを所有していた

◇ 故人のマイナンバーカードの返納

期限：なし

マイナンバーカード所有者が亡くなった場合、自動的に廃止されます。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

・マイナンバーカード

遺族のもの

・本人確認書類

手続き可能な人

・どなたでも可

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者

保険・年金について

ねんきんダイヤル（日本年金機構） ☎0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6700-1165

☒ 年金に加入していた、または、受給していた

◇ 未支給年金の請求など

期限：ねんきんダイヤルにお問合せください。

故人の基礎年金番号がわかるもの（基礎年金番号通知書、年金証書など）をご用意のうえ、ねんきんダイヤルにお問合せください。

手続きは、ねんきんダイヤルでご予約のうえ春日部年金事務所の窓口で行うか、春日部年金事務所への郵送でお願いいたします（共済年金の手続きは各共済組合にお問合せください）。

※故人の加入または受給していた年金の種類、遺族の状況により必要な手続きや必要書類が異なります。

◎春日部年金事務所 ☎048-737-7112

〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4F

なお、

- ・遺族基礎年金
 - ・寡婦年金
 - ・国民年金死亡一時金
 - ・未支給年金（故人が受給していた年金が障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみの場合に限る）
- の請求手続きは、保険年金課でも可能です。手続きに必要な書類はねんきんダイヤルにお問合せください。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

ねんきんダイヤルにお問合せください。

遺族のもの

ねんきんダイヤルにお問合せください。

手続き可能な人

ねんきんダイヤルにお問合せください。

保険年金課 国民健康保険担当 ☎0480-43-1111 内線143・144・4404

☒ 国民健康保険に加入していた

◇ 故人の国民健康保険の資格確認書等の返納

期限：なし

国民健康保険に加入している被保険者が亡くなった場合、資格確認書等の返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

- ・国民健康保険資格確認書（お持ちの方）
- ・限度額適用認定証（お持ちの方）
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）
- ・特定疾病療養受領証（お持ちの方）

手続き可能な人

- ・ご遺族

◇ 国民健康保険葬祭費の支給申請

期限：葬祭を行った日の翌日から2年以内

国民健康保険に加入している被保険者が亡くなった場合、葬祭費の支給が受けられる制度です。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

- ・国民健康保険資格確認書（お持ちの方）
- ・限度額適用認定証（お持ちの方）
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）
- ・特定疾病療養受領証（お持ちの方）

遺族のもの

- ・葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書、会葬礼状等）
- ・喪主名義の口座番号確認書類

手続き可能な人

- ・葬祭執行者（喪主）

◇ 申立書の提出（国民健康保険）

期限：できるだけ速やかに

国民健康保険に加入している被保険者が亡くなった場合、国民健康保険の給付について相続人代表者へ請求および支給をするために提出が必要です。

持ち物（遺族のもの）

- ・相続人代表名義の預貯金通帳
- ・相続人代表の印鑑

手続き可能な人

- ・相続人代表者

☒ 後期高齢者医療制度に加入していた

◇ 故人の後期高齢者医療制度の資格確認書等の返納

期限：なし

後期高齢者医療制度に加入している被保険者が亡くなった場合、資格確認書等の返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

- ・後期高齢者医療資格確認書
- ・特定疾病療養受領証（お持ちの方）

手続き可能な人

- ・ご遺族

◇ 後期高齢者医療制度の葬祭費の支給申請

期限：葬祭を行った日の翌日から2年以内

後期高齢者医療制度に加入している被保険者が亡くなった場合、葬祭費の支給が受けられる制度です。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

- ・後期高齢者医療資格確認書等
- ・特定疾病療養受領証（お持ちの方）

遺族のもの

- ・葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書、会葬礼状等）
- ・喪主名義の口座番号確認書類

手続き可能な人

- ・葬祭執行者（喪主）

◇ 申立書の提出（後期高齢者医療制度）

期限：できるだけ速やかに

後期高齢者医療制度に加入している被保険者が亡くなった場合、後期高齢者医療保険料および給付について相続人代表者へ請求および支給をするために提出が必要です。

持ち物（遺族のもの）

- ・相続人代表名義の預貯金通帳
- ・相続人代表の印鑑

手続き可能な人

- ・相続人代表者

各加入先

☒ 会社の健康保険に加入していた

◇ 健康保険の埋葬料の支給申請

期限：加入されている健康保険組合にご確認ください。

健康保険に加入している方が亡くなった場合、ご遺族の方に埋葬料が支給される制度があります。
加入されている健康保険組合にご確認ください。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

・埋葬料の支給申請は、加入されている健康保険に確認ください。

遺族のもの

・埋葬料の支給申請は、加入されている健康保険に確認ください。

手続き可能な人

・ご遺族

介護について

介護福祉課 介護保険資格管理担当 ☎0480-42-8444

☒ 65歳以上または要介護認定を受けていた

◇ 故人の介護保険被保険者証の返納

期限：死亡から 14 日以内

介護保険に加入している方が亡くなった場合、介護保険被保険者証の返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

・介護保険被保険者証

手続き可能な人

・ご遺族

◇ 故人の介護保険負担割合証の返納

期限：死亡から 14 日以内

介護保険に加入している方が亡くなった場合で、介護保険負担割合証の交付を受けている方は返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

・介護保険負担割合証

手続き可能な人

・ご遺族

◇ 故人の介護保険負担限度額認定証の返納

期限：死亡から 14 日以内

介護保険に加入している方が亡くなった場合で、負担限度額認定証の交付を受けている方は返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

・介護保険負担限度額認定証

手続き可能な人

・ご遺族

◇ 故人の訪問介護等利用者負担額減額認定証の返納

期限：なし

介護保険に加入している方が亡くなった場合、訪問介護等利用者負担額減額認定証の返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

・訪問介護等利用者負担額減額認定証

手続き可能な人

・ご遺族

☒ 介護保険加入者であった

◇ 申立書の提出（介護保険）

期限：できるだけ速やかに

介護保険に加入している被保険者が亡くなった場合、介護保険料および給付について相続人代表者へ請求および支給をするために提出が必要です。

持ち物（遺族のもの）

- ・相続人代表名義の預貯金通帳
- ・相続人代表の印鑑

手続き可能な人

- ・相続人代表者

税金について

税務課 市民税担当 ☎0480-43-1111 内線133・134
資産税担当 137・138

☒ 市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税）を納めていた

◇ 相続人代表者指定届の提出

期限：概ね3か月

市税（市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）を課税されている方が亡くなった場合、当該税金に関する書類は相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされる方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。

持ち物（遺族のもの）

- ・本人確認書類

手続き可能な人

- ・相続人代表者となる方

納税課 管理担当または口座振替対象金融機関 ☎0480-43-1111 内線152・156

☒ 口座引落にて納税していた

◇ 市税の引き落とし口座の変更

期限：速やかに

市税を故人の口座から口座振替していた場合で、引き続き口座振替を希望される場合は、相続人代表者または納税義務者からの口座振替依頼をしてください。

持ち物（遺族のもの）

【市役所窓口の場合】

- ・口座振替を希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）
- ・本人確認書類
- ・口座振替申込書

【金融機関の場合】

- ・預貯金通帳
- ・印鑑（通帳に使用しているもの）
- ・納税（付）通知書
- ・口座振替申込書

手続き可能な人

- ・相続人代表者または納税義務者

納税課 税収確保対策担当 ☎0480-43-1111 内線155

☒ 市税等の未納がある

◇ 市税の納付相談

期限：速やかに

市税等の納付が滞っていない方が亡くなった場合に、納付に関する相談が必要です。

持ち物（遺族のもの）

手続き可能な人

・本人確認書類

・故人との関係が証明できるもの

・ご遺族または相続人

障がい福祉について

社会福祉課 障がい福祉担当 ☎0480-42-8435

☒ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所有していた

◇ 故人の身体障害者手帳の返納

期限：なし

身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなった場合、手帳の返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

手続き可能な人

・身体障害者手帳

・ご遺族

◇ 故人の療育手帳の返納

期限：なし

療育手帳をお持ちの方が亡くなった場合、手帳の返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

手続き可能な人

・療育手帳

・ご遺族

◇ 故人の精神障害者保健福祉手帳の返納

期限：なし

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなった場合、手帳の返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

手続き可能な人

・精神障害者保健福祉手帳

・ご遺族

社会福祉課 障がい福祉担当 ☎0480-42-8435

☒ 特別障害者手当を受給していた

◇ 特別障害者手当の受給資格者の資格喪失などの手続き

期限：死亡から14日以内

特別障害者手当を受給している方が亡くなった場合、資格の喪失を届出る手続きが必要です。
未払い金の手当がある場合は、亡くなった方と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。

持ち物（遺族のもの）

手続き可能な人

・口座番号確認書類
・印鑑

・ご遺族

☒ 障害児福祉手当を受給していた

◇ 障害児福祉手当の受給資格者の資格喪失などの手続き

期限：死亡から 14 日以内

障害児福祉手当を受給している方が亡くなった場合、資格の喪失を届出る手続きが必要です。
未払いの手当がある場合は、亡くなった方と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。

持ち物（遺族のもの）

- ・口座番号確認書類
- ・印鑑

手続き可能な人

- ・ご遺族

☒ 重度心身障害者医療費を受給していた

◇ 故人の重度心身障害者医療費受給者証の返納

期限：死亡から 14 日以内

重度心身障害者医療費を受給している方が亡くなった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未申請の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

- ・重度心身障害者医療費受給者証
- ・未申請の医療費領収書

遺族のもの

- ・口座番号確認書類
- ・印鑑

手続き可能な人

- ・ご遺族

☒ 自立支援医療受給者証を持っていた

◇ 故人の自立支援医療受給者証（精神通院）の返納

期限：なし

自立支援医療受給者証をお持ちの方が亡くなった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。
自立支援医療受給者証（精神通院）の返納が必要です。

持ち物（故人のもの）

- ・自立支援医療受給者証

手続き可能な人

- ・ご遺族

☒ 障がい(児)福祉サービスを受給していた

◇ 故人の障がい(児)福祉サービス受給者証の返納

期限：なし

障がい(児)福祉サービスを受給している方が亡くなった場合、死亡日をもって障がい(児)福祉サービス受給者証等の返納となります。

亡くなった方が児童のサービスを受給している場合、死亡日をもって受給者証の保護者が変更となります。

持ち物（故人のもの）

- ・障がい(児)福祉サービス受給者証

手続き可能な人

- ・ご遺族

☒ 経過的福祉手当を受給していた

◇ 経過的福祉手当の受給資格者の資格喪失などの手続き

期限：死亡から 14 日以内

経過的福祉手当を受給している方が亡くなった場合、資格の喪失を届出る手続きが必要です。
未払いの手当がある場合は、亡くなった方と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が、請求して受け取ることができます。

持ち物（遺族のもの）

・口座番号確認書類 ・印鑑

手続き可能な人

・ご遺族

☒ 在宅重度心身障害者手当を受給していた

◇ 在宅重度心身障害者手当

期限：速やかに

在宅重度心身障害者手当を受給している方が亡くなった場合、資格の喪失を届出る手続きが必要です。
未払いの手当がある場合は、亡くなった方と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が、請求して受け取ることができます。

持ち物（遺族のもの）

・口座番号確認書類 ・印鑑

手続き可能な人

・ご遺族

☒ 在宅介護者手当を受給していた

◇ 在宅介護者手当

期限：速やかに

在宅介護者手当を受給している介護者や障がい者が亡くなった場合、資格の喪失を届出る手続きが必要です。
未払いの手当がある場合は、亡くなった方と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が、請求して受け取ることができます。

持ち物（遺族のもの）

・口座番号確認書類 ・印鑑

手続き可能な人

・ご遺族

☒ 障害者扶養共済に加入していた

◇ 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

期限：速やかに

障害者扶養共済制度に1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

・障害者扶養共済制度年金証書
・障がい者の死亡がわかる住民票の写し等

遺族のもの

・加入証書 ・障がい者の死亡のわかる住民票の写し
・加入者の住民票の写し等 ・口座番号確認書類（加入者名義）

手続き可能な人

・ご遺族

◇ 障害者扶養共済制度の年金支給請求

期限：速やかに

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者が万一（重度の障がいや死亡した場合）のことがあったとき、障がいのある方が終身一定額の年金を支給するための申請が行えます。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

・加入証書
・死亡診断書もしくは死体検案書等（原本。原本がない場合は、コピーに「原本証明」が必要）
・加入者の死亡がわかる住民票（除票）の写し等

遺族のもの

・住民票（除票）の写し等（加入者と障がい者が同一世帯の場合は兼用でも可）

手続き可能な人

・ご遺族

こどもについて

こども支援課 子育て支援担当 ☎0480-42-8454

☒ 児童手当の受給者もしくは対象児童であった

◇ 児童手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

期限：死亡から 15 日以内

児童手当の受給資格者が亡くなった場合、受給資格消滅の届出と新たに対象児童を養育する方の認定請求等の手続きが必要です。（新たに対象児童を養育する方が公務員である場合は、認定請求先がお勤め先になります。）
児童手当の対象児童が亡くなった場合、受給資格消滅の届出または額改定の届出が必要です。

持ち物（遺族のもの）

- ・本人確認書類
- ・マイナンバー確認書類（申請者と児童のもの）
- ・口座番号確認書類（申請者のもの）

手続き可能な人

- ・ご遺族、対象児童を養育する方

☒ 子ども医療費の受給者もしくは対象児童であった

◇ 子ども医療費の受給者変更・資格喪失などの手続き

期限：死亡から 15 日以内

子ども医療費受給資格者が亡くなった場合、受給資格消滅の届出と新たに対象児童を養育する方の受給資格の登録の手続きが必要です。子ども医療費受給対象児童が亡くなった場合、受給資格消滅の届出が必要です。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

- ・子ども医療費受給資格証

遺族のもの

- ・本人確認書類
- ・マイナンバー確認書類（申請者と児童のもの）
- ・健康保険資格確認書類（児童のもの）
- ・口座番号確認書類（申請者のもの）

手続き可能な人

- ・ご遺族、対象児童を養育する方

☒ 児童扶養手当の受給者であった

◇ 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

期限：死亡から 14 日以内

児童扶養手当の受給資格者が亡くなった場合、受給資格喪失の届出と新たに対象児童を養育する方の認定請求の手続きが必要です。ただし、世帯や所得の状況により対象にならないことがあります。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

- ・児童扶養手当証書

遺族のもの

- ・本人確認書類
- ・マイナンバー確認書類（申請者と児童のもの）
- ・戸籍謄本（申請者と児童のもの）
- ・口座番号確認書類（申請者のもの）

手続き可能な人

- ・ご遺族、対象児童を養育する方

☒ 配偶者が亡くなりひとり親家庭となった

◇ 児童扶養手当の認定請求手続き

期限：死亡から 14 日以内

配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭等となり、満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の対象児童を養育している方は、市に申請することにより児童扶養手当の支給対象となる場合があります。ただし、遺族年金を受給している場合や、世帯や所得の状況により対象にならないことがあります。

持ち物（遺族のもの）

- ・本人確認書類
- ・マイナンバー確認書類（申請者と児童のもの）
- ・戸籍謄本（申請者と児童のもの）
- ・口座番号確認書類（申請者のもの）

手続き可能な人

- ・ご遺族、対象児童を養育する方

◇ ひとり親家庭等医療費の受給者証交付申請の手続き

期限：死亡から 15 日以内

配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭等となり、満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の対象児童を養育している方は、市に申請することにより、ひとり親家庭等医療費の助成対象となる場合があります。ただし、世帯や所得の状況により対象にならないことがあります。

持ち物（遺族のもの）

- ・本人確認書類
- ・マイナンバー確認書類（申請者と児童のもの）
- ・戸籍謄本（申請者と児童のもの）
- ・健康保険資格確認書（申請者と児童のもの）
- ・口座番号確認書類（申請者のもの）

手続き可能な人

- ・ご遺族、対象児童を養育する方

☒ ひとり親家庭等医療費の受給者であった

◇ ひとり親家庭等医療費の受給者変更・資格喪失などの手続き

期限：死亡から 15 日以内

ひとり親家庭等医療費受給者が亡くなった場合、受給資格消滅の届出と新たに対象児童を養育する方の受給資格登録の手続きが必要です。

ひとり親家庭等医療費対象児童が亡くなった場合、受給資格消滅または変更の届出が必要です。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

- ・ひとり親家庭等医療費受給者証

遺族のもの

- ・本人確認書類
- ・マイナンバー確認書類（申請者と児童のもの）
- ・戸籍謄本（申請者と児童のもの）
- ・健康保険資格確認書（申請者と児童のもの）
- ・口座番号確認書類（申請者のもの）

手続き可能な人

- ・ご遺族、対象児童を養育する方

☒ 特別児童扶養手当の受給者であった

◇ 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

期限：死亡から 14 日以内

特別児童扶養手当の受給資格者が亡くなった場合、受給資格喪失の届出と新たに対象児童を養育する方の認定請求の手続きが必要です。死亡月をもって受給資格が喪失するため、資格喪失の手続きが必要です。

持ち物（遺族のもの）

- ・本人確認書類
- ・マイナンバー確認書類（申請者と児童のもの）
- ・戸籍謄本（申請者と児童のもの）
- ・児童の診断書（認定期間に残期間がない場合）
- ・口座番号確認書類（申請者のもの）

手続き可能な人

- ・ご遺族、対象児童を養育する方

こども支援課 子育て支援担当 ☎0480-42-8454

☒ 特別児童扶養手当の対象児童であった

◇ 特別児童扶養手当の資格喪失などの手続き

期限：死亡から14日以内

特別児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失するため、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当があれば、請求して受け取ることができます。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、金額改定の手続きが必要です。

持ち物（遺族のもの）

・本人確認書類

手続き可能な人

・ご遺族

こども支援課 幼稚園・保育担当 ☎0480-42-8454

☒ 保育所・幼稚園・認定こども園を利用している保護者もしくは対象児童であった

◇ 保育所等の手続き

期限：速やかに

保育所等に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の手続きが必要です。保育所等を利用している児童が亡くなった場合、退所の届出が必要です。

持ち物（遺族のもの）

・本人確認書類
・マイナンバー確認書類（申請者と児童のもの）

手続き可能な人

・ご遺族、対象児童を養育する方

こども支援課 子育て支援担当 ☎0480-42-8454

☒ 放課後児童クラブ（学童保育）を利用している保護者もしくは対象児童であった

◇ 放課後児童クラブの手続き

期限：速やかに

放課後児童クラブに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の手続きが必要です。放課後児童クラブを利用している児童が亡くなった場合、退所の届出が必要です。

手続き可能な人

・ご遺族、対象児童を養育する方

☒ 未熟児養育医療の対象乳児であった

◇ 未熟児養育医療券の返納

期限：速やかに

未熟児養育医療券を交付されている乳児が亡くなった場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効するため、医療券の返納が必要です。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

・養育医療券

遺族のもの

・本人確認書類

手続き可能な人

・ご遺族

その他

水道料金徴収等業務受託者 ☎0480-48-0050・0480-48-2208

☒ 上水道の名義人であった

◇ 上水道の名義変更または閉栓手続き

期限：速やかに

水道名義人の方が亡くなった場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。
※電話手続き可

手続き可能な人

・ご遺族または同居者

☒ 下水道の名義人であった

◇ 下水道の名義変更または休止の手続き

期限：速やかに

下水道名義人の方が亡くなった場合、名義変更または休止の手続きが必要となります。
※電話手続き可

手続き可能な人

・ご遺族または同居者

下水道課 管理担当 ☎0480-47-3340

☒ 下水道事業受益者であった

◇ 下水道事業受益者変更届の提出

期限：速やかに

下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合、受益者の変更の手続きが必要です。
※郵送手続き可

手続き可能な人

・相続人

☒ 農業集落排水使用者であった

◇ 農業集落排水の名義変更、世帯人数の変更または休止の手続き

期限：速やかに

農業集落排水使用者の方が亡くなった場合、名義変更、世帯人数の変更または休止の手続きが必要となります。
※郵送手続き可

手続き可能な人

・ご遺族または同居者

環境課 ☎0480-48-0331

☒ 犬を飼っていた

◇ 犬の登録変更の届出

期限：飼い主が死亡して 30 日以内

犬の飼い主が亡くなった場合、新たに飼い主になられた方の届出が必要です。

手続き可能な人

・ご遺族

税務課 市民税担当 ☎0480-43-1111 内線133・134

☒ 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車を所有していた

◇ 原動機付自転車、小型特殊自動車の名義変更または廃車の手続き（死亡関連手続き）

期限：相続から 15 日以内

排気量125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

・標識交付証明書
・ナンバープレート

遺族のもの

・本人確認書類
・相続人またはご遺族が別世帯の場合、関係性がわかる戸籍謄本等

手続き可能な人

・ご遺族

道路河川課 ☎0480-43-1111 内線552・553

☒ 道路の占用許可を受けていた

◇ 占用許可の権利承継または廃止手続き

期限：速やかに

道路に個人管理の埋設管など、引き続き占用する場合は「道路占用権承継許可申請書」を、廃止する場合は「道路占用廃止届」を提出してください。

持ち物（故人のもの）

・占用許可書

手続き可能な人

・ご遺族

☒ 水路の使用許可を受けていた

◇ 使用許可の権利承継手続き

期限：速やかに

水路へ生活排水の放流や出入口の使用など引き続き使用する場合は「法定外公共物使用地位承継届」を提出してください。なお、地位の承継をする方がいないときはその効力を失います。

持ち物（故人のもの）

・法定外公共物使用許可書

手続き可能な人

・ご遺族

※準用河川占用許可や側溝放流同意を受けていた場合もご相談をしてください。

環境課 ☎0480-48-0331

☒ 粗大ごみ等の搬入

◇ 環境課（ひばりヶ丘桜泉園）へのごみの搬入（死亡関連手続き）

期限：なし

環境課（ひばりヶ丘桜泉園）へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。
亡くなった方が住んでいた住所が確認できる書類等を持参し、環境課（ひばりヶ丘桜泉園）の職員に提示してください。
※一部ひばりヶ丘桜泉園で処分できない物があります。
※ごみの発生場所（住所）が他の自治体の場合は搬入できません。
※必要書類は搬入日当日に持参してください。

持ち物（故人のもの・遺族のもの）

故人のもの

・幸手市内に住んでいたことがわかる公的機関の書類

遺族のもの

・搬入者がご遺族であるとわかる書類（戸籍など）
・搬入者の本人確認書類

手続き可能な人

・ご遺族

庶務課 人権推進担当 ☎0480-43-1111 内線162

☒ パートナーシップ宣誓証明書等を取得していた

◇ パートナーシップ宣誓証明書等返還届

期限：なし

宣誓者の方が亡くなった場合、証明書等の返還が必要です。

持ち物（故人のもの）

・パートナーシップ宣誓証明書
・パートナーシップ宣誓証明カード

手続き可能な人

・宣誓者

農業委員会事務局 ☎0480-43-1111 内線536・537

☒ 農地を所有していた

◇ 農地法第3条の3の規定による届出書の提出

期限：相続後、速やかに

農地を所有している方が亡くなった場合、届出が必要です。法務局で相続の手続きを行ったあと、手続きしてください。

持ち物（相続人のもの）

・農地の登記事項証明書等
・本人確認書類

手続き可能な人

・相続人

☒ 農業経営主であった

◇ 農業経営主の名義変更申請書の提出

期限：なし

農業経営者の方が亡くなった場合、届出が必要です

持ち物

・本人確認書類

手続き可能な人

・経営者となる人

JA埼玉みずほ幸手東支店 ☎0480-48-0953

☒ 農業者年金に加入していた

◇ 農業者年金死亡関係届出書の提出

期限：死亡から 10 日以内

農業者年金の受給権者が亡くなった場合、10日以内に埼玉みずほ農業協同組合幸手東支店を経由して農業者年金基金へ農業者年金死亡関係届出書の提出が必要です。

手続き可能な人

・ご遺族

図書館 ☎0480-42-0169

☒ 幸手市立図書館利用券を持っていた

◇ 幸手市立図書館利用券の返納

期限：なし

図書館利用券をお持ちの方が亡くなった場合、利用券の返納が必要です。
貸出資料がある場合は、返却の手続きが必要です。

持ち物（故人のもの）

・幸手市立図書館利用券、貸出資料

手続き可能な人

・どなたでも可

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者

亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 春日部税務署 ☎ 048-733-2111
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	事業の開始等の事実があった日の属する年分の所得税の確定申告期限まで	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書	開設、移転、廃止の事実があった日から1か月以内	
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年分の所得税の確定申告期限まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

・受入証明書 ・永代使用許可書

※上記書類は必要に応じて提出してもらうこともあります。

2 改葬許可申請書の受領

幸手市役所市民課で改葬許可申請書を受け取り、必要事項を記入の上、現在、埋葬している墓地の管理者から改葬許可申請書に埋葬の事実を証明してもらう。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

埋葬の事実を証明してもらった改葬許可申請書

▼提出先

幸手市役所市民課に提出し、改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※散骨や手元供養の場合は異なります。

担当課・問合せ先

市民課 市民担当

☎ 0480-43-1111

内線 123・129

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問合せ先
運転免許証	☐	返納手続き	幸手警察署 ☎ 0480-42-0110 埼玉県警察運転免許センター ☎ 048-543-2001
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問合せください。	埼玉県幸手保健所 ☎ 0480-42-1101
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	春日部税務署 ☎ 048-733-2111

該当事項	☒	主な手続き	問合せ先
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515
普通自動車を所有していた	☐	名義変更手続き 廃車手続き	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2028
	☐	自動車税に関する手続き	埼玉県自動車税事務所 春日部支所 ☎ 048-763-4111
軽自動車を所有していた	☐	名義変更手続き 廃車手続き	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 ☎ 050-3816-3113
二輪車（125cc 超）を所有していた	☐	名義変更手続き 廃車手続き	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2028
不動産を所有していた	☐	所有権移転登記申請	さいたま地方法務局 久喜支局 ☎ 0480-21-0215

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問合せいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

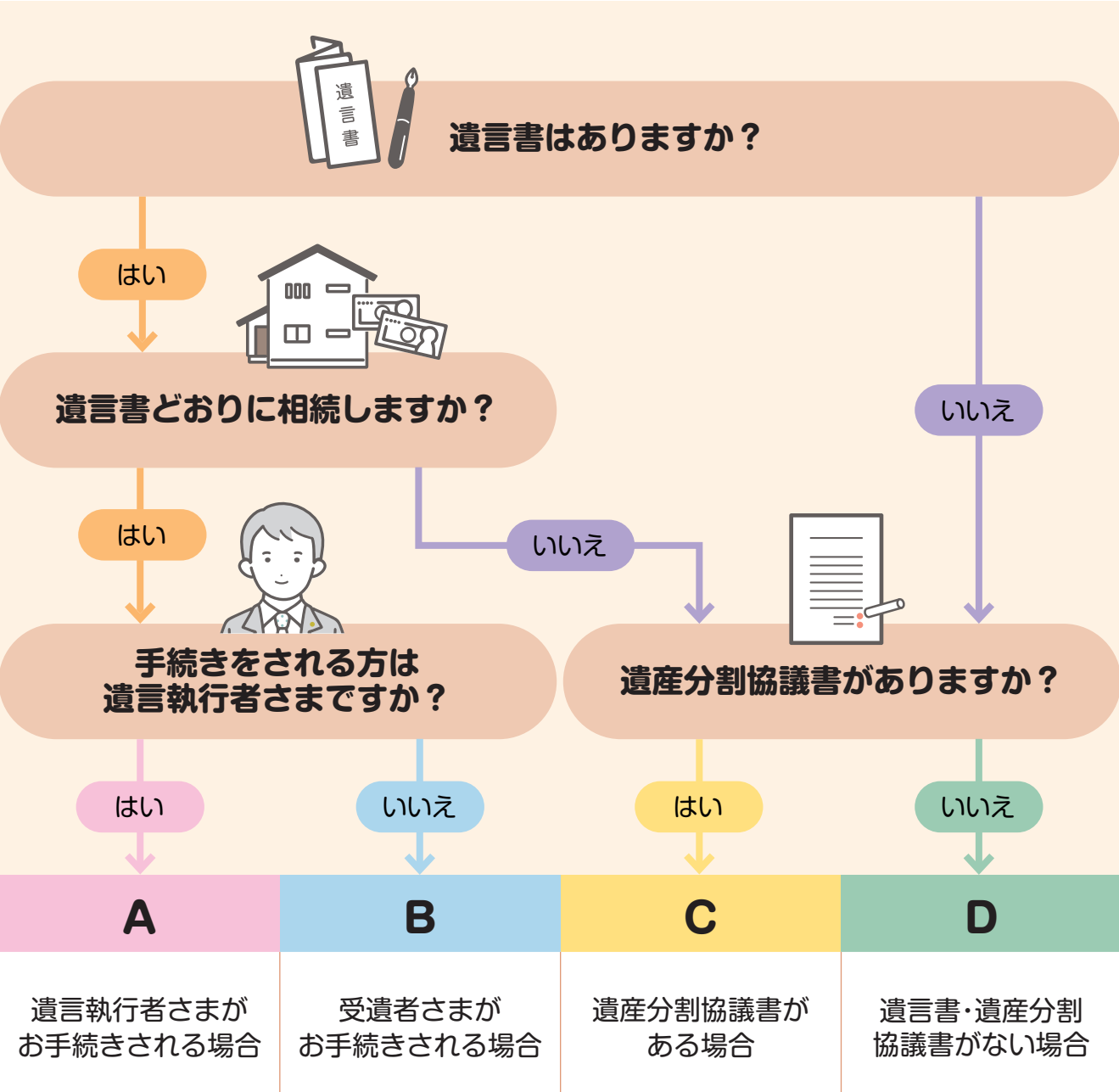
広告掲載事業者

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問合せください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなった日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者

代理人選任届

幸手市長 宛

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (自署または記名押印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

電話番号 _____

私は、次の者を代理人に選任し、下記の権限を委任したので届け出ます。

代理人 住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

記

☐ 戸籍謄本等の申請及び受領に関する一切の権限

本籍 _____ 筆頭者 _____

☐ 住民票（除票）の写しの申請及び受領に関する一切の権限

☐ 住民異動届（世帯主変更）の届け出に関する一切の権限

☐ その他（ _____ ）

相続相談 弁護士、司法書士、提携税理士が、ワンストップで相続手続を行ないます。

相続登記
(司法書士)

遺産分割調停
(弁護士)

相続税の申告
(税理士)



重要 令和6年に相続登記が義務化されました！

JA埼玉みずほ様 顧問司法書士事務所
組合員の皆様は、最寄りの支店にご相談ください。

司法書士に依頼できることは何ですか？

- 戸籍調査 ●遺産分割協議書の作成
- 法定相続情報一覧図の作成
- 自筆証書遺言の検認申立
- 相続放棄手続



弁護士に依頼できることは何ですか？

- 合意できない相続人への遺産分割調停の申立
- 他の相続人への連絡文書の作成
- 公正証書遺言の作成相談



相続による預金の解約や、株式の移管手続もしてくれますか？ また、事前見積もりもしてくれますか？

- 相続人様の代理人として、司法書士がすべての金融機関及び証券会社の手続を行います
- 必ず事前見積もりをいたします



提携税理士に依頼できることは何ですか？

- 相続税の申告
- 2次相続を考えた1次相続の遺産分割案の提案



みつぎ 満木法律・登記事務所

〒346-0011

久喜市青毛四丁目11番地12

☎0480-25-1271

(埼玉司法書士会所属) (埼玉弁護士会所属)

司法書士 満木 信吉 弁護士 満木 祐子 司法書士 満木 葉子

HPIはこちらから アクセスはこちら



完全予約制です

相談料3000円、
受託させていただいた場合は、相談料不要

山下行政・労務コンサルティング

山下行政書士事務所



預貯金解約



遺産分割



不動産登記

相続後の手続きは相続・遺言専門行政書士へお任せください
司法書士・税理士と連携しており、全て当事務所で対応いたします

相続後の主な手続き

- ・ 遺言書の有無確認
- ・ 法定相続情報一覧表の作成
- ・ 遺産分割協議書の作成
- ・ 不動産名義の変更登記
- ・ 銀行預金等の解約手続き
- ・ 相続税の申告・納付

まずはお気軽にお電話ください

初回相談無料

電話受付時間 9:00-18:00 (土・日・祝日も受付対応)

☎ : 048-856-9342

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所

代表 特定社会保険労務士・特定行政書士 山下清徳 (幸手市在住)
(埼玉県行政書士会所属)

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-105 千鳥ビル 5F

E-mail : yamashitaoffice@hb.tp1.jp HP : <https://yamashitaconsulting.com/>



相続・遺言・贈与のことなら 幸手司法書士事務所

突然の「相続」

何から始めればよいかわからない。
そんなときこそ、お気軽にご相談ください。

相続のお手続きを、
一つひとつ丁寧にお手伝いいたします。
相続放棄に関するご相談も承っております。



＼ご存じですか？／

相続には期限のある手続きがあります！

相続放棄

相続を知った日から**原則3か月以内**

相続登記

相続を知った日から**3年以内**※

※相続の開始及び所有権の取得を知った日から3年以内

相続税の申告

相続開始から**10か月以内**※

※相続税の申告が必要な場合

完全予約制

相続のご相談 初回1時間無料

将来の相続に備えるためのご相談（遺言・生前贈与など）も承っております。



幸手司法書士事務所

司法書士 長坂 健夫(埼玉司法書士会 埼玉支部所属)

駅近 東武日光線 幸手駅から徒歩約5分

〒340-0115 幸手市中一丁目5番8号 斎藤ビル2階A号室

駐車場
あり

お問い合わせはコチラから

☎**0480-53-8083**

平日 9:00~18:00 <土・日・祝日 ご相談ください>

✉ k-st@satte-office.com

HPIはコチラ



出張相談の
対応も可能

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

代理人選任届

広告掲載事業者

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！

後悔しないための お墓探しハンドブック

「いいお墓」は、2003年のサービス開始から20年以上に渡り、全国の墓地・霊園情報やお客様の口コミを掲載しているお墓探しのポータルサイトです。「いいお墓」の豊富なデータがわかりやすくまとまった、お墓探しのためのハンドブックを無料でお届けします。



【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方
- ・お墓の種類と費用相場
- ・お墓購入の流れ
- ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。

お電話もしくはWEBからのお問合せで

もれなく全員無料でもらえます！

～ あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします ～



0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間: 9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。

※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書

東証プライム上場 証券コード: 6184 が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
<https://www.kamakura-net.co.jp/>

相続の専門家にご相談ください

相続 登記 遺産分割協議書



無料で
訪問相談
電話相談
お見積り

不動産の
名義変更を
一括おまかせ

土・日・祝日の
ご予約も承ります



ささおか司法書士事務所

司法書士 笹岡貴城（埼玉司法書士会 登録番号 第1921号）

相続登記・遺産分割協議書の作成・相続放棄など相続にかかわることは
なんでもご相談ください。

☎0480-53-7750

営業時間：9:00～18:00

定休日：土・日・祝（事前のご相談でご予約可）



ホームページからもお問合せいただけます
<https://sasaoka-office.com/>

ささおか司法書士事務所

検索

〒349-1106 埼玉県久喜市緑1丁目14番9号

アクセス

JR 宇都宮線（東北本線）「栗橋駅」徒歩7分



訪問相談・お見積りまで無料となります

＼ こんなお悩みありませんか？ ＼

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いいお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5

万円～

決まった金額だから安心！

☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いいお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いいお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



相 続 遺産承継

埼玉県 幸手市

司法書士法人 増田合同事務所

幸せの手と手をつなぐ
お手伝い

相続(遺産承継)のご相談は増田合同事務所にお任せください。

相続のお手続きを一括してお引き受けいたします。



〒340-0115埼玉県幸手市中4丁目10番20号
※幸宮神社内に駐車場のご用意がございます

東武日光線 幸手駅--徒歩7分--当社

お車の場合 幸宮神社内に駐車場のご用意あり

相続業務のご案内

相続手続き(遺産承継業務)とは

相続手続き(遺産承継業務)とは、相続人の方からのご依頼によりお亡くなりになった方の財産(不動産・預貯金・株式など)を相続人へ承継させること。仕事や日々の生活で多忙な方や、歳を重ねるうちに体を動かすことのできない方々のご負担を軽減いたします。

「すべての依頼者の方の幸せの一助になる」を理念に、開業以来50年以上に渡り、事務所を運営して参りました。私たちは皆様のあらゆるお悩みにしっかり耳を傾け、適切なアドバイスをいたします。どうぞお気軽にご相談ください!

安心無料相談

訪問無料相談

「お電話」または「ホームページ」にて
ご予約承っております!

☎ 0480-42-4741

🌐 masuda-godo.jp



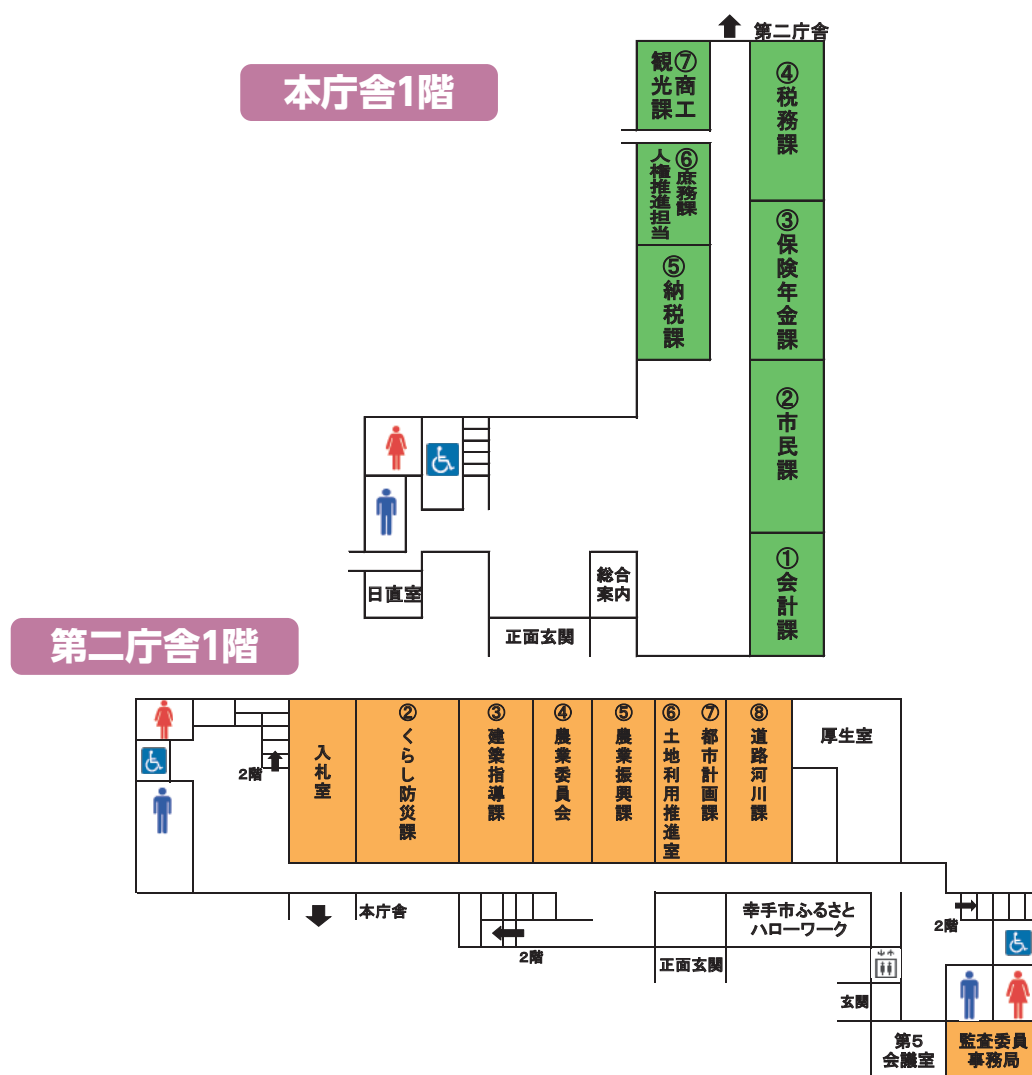
※司法書士法人 増田合同事務所は埼玉司法書士会所属です。



司法書士法人

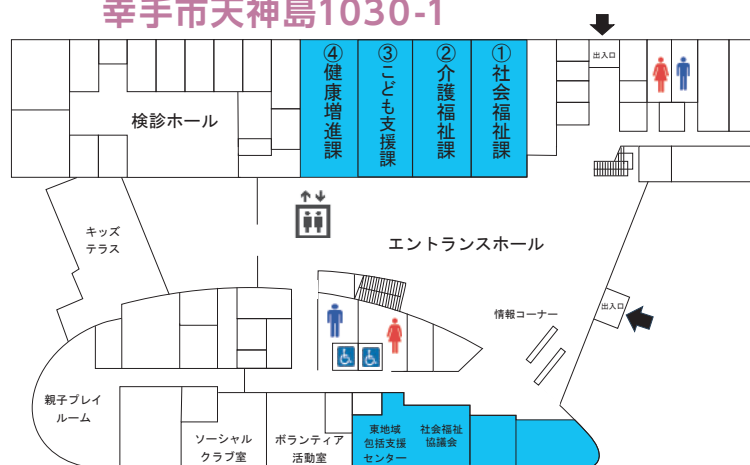
増田合同事務所

幸手市役所 フロアマップ 幸手市東4-6-8



ウェルス幸手1階

保健福祉総合センター (ウェルス幸手) 幸手市天神島1030-1



2026 年 幸手市 発行

編集／制作 株式会社鎌倉新書